

## 柏市太陽光発電設備設置加速化補助金交付要綱

制定 令和6年 6月10日

施行 令和6年 6月17日

### (目的等)

第1条 この要綱は、住宅に太陽光発電設備を設置する者に対し、柏市太陽光発電設備設置加速化補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図り、もって地球温暖化の防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内にある住宅をいい、その一部を店舗、事務所等の用に供する併用住宅（以下「併用住宅」という。）を含む。
- (2) 太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅（併用住宅にあっては居住の用に供する部分、共同住宅にあっては自己の占有する部分）において電気が消費されるものをいう。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することができるものをいう。
- (4) V2H充放電設備 電気自動車等（電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車をいう。以下同じ。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付対象となる太陽光発電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自己が居住する住宅へ設置するものであること。
- (2) 補助金の交付の決定後に設置契約が締結されたものであること。
- (3) 補助対象設備の設置によって得られる環境価値が設置者に帰属されるものであること。
- (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないものであること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロの規定による接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (6) 中古設備でないこと。
- (7) 補助対象設備を設置する住宅において、蓄電容量4kWh以上の定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が設置されていること。未設置の場合は、実績報告時までには設置すること。
- (8) 第10条に規定する期間を経過するまでの間、補助対象設備の設置により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないものであること。
- (9) 補助対象設備の設置に係る工事が関係法令に準拠していること。
- (10) 補助対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。
- (11) 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。
  - ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの

- イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
- ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの

(対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 補助金の実績報告を行う日において、補助対象設備を設置した住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象設備の設置について契約し、費用の負担及び設備の所有をしていること。
- (4) 補助対象設備を設置する住宅を第三者が所有している場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施についての同意を得ていること。
- (5) 補助対象設備を設置しようとする住宅において、設置しようとする設備と同種の設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (6) 本市の脱炭素化に係る取組に協力する意思があること。
- (7) その他市長が認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書添付書類)

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市の市税の納税証明書又は非課税証明書（本市の市税の納税状況の情報について市が公簿で確認することに同意しない場合に限る。）
- (2) 補助事業の内容が確認できる書類
- (3) 補助対象設備の製造者名、型式等が確認できる資料（カタログ等）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備の製造者名、型式等が確認できる資料（カタログ等）

(5) 補助対象設備の設置費が確認できる書類（見積書の写し等）

(6) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

（申請書提出期限）

第7条 申請書の提出期限は、12月28日とする。

（実績報告書添付書類）

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し（住民基本台帳の情報について市が公簿で確認することに同意しない場合に限る。）

(2) 未使用の太陽光発電設備が設置された住宅を新築し、又は購入する場合は、請負契約書又は売買契約書の写し及び領収書の写し

(3) 既築住宅に補助対象設備を設置する場合は、請負契約書及び領収書の写し

(4) 補助対象設備の設置工事の完了後のカラー写真

(5) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類

(6) 電力会社との売電契約書の写し（余剰電力を売電しない場合は、FIT制度又はFIP制度を使用しない旨の誓約書）

(7) 定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が設置されていることを証する書類

(8) その他、市長が必要と認める書類

（実績報告書提出期限）

第9条 実績報告書の提出期限は、2月26日とする。

（処分の制限）

第10条 太陽光発電設備は、規則第17条に規定する市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない財産とする。ただし、設置した日から起算して17年を経過した場合は、この限りでない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条）

対象経費	補助額	上限額	備考
太陽電池モジュール， 架台，パワーコンディショナーの 購入費及び 工事費	対象経費の 10分の1 の額	1kW当たり7万円と し，35万 円を上限と する。	<p>1 対象経費の算出に当たっては，消費税及び地方消費税に相当する額を控除する。</p> <p>2 補助対象設備の設置について，国その他の団体からの補助金の交付を受けている場合は，対象経費から当該補助金の額を控除する。</p> <p>3 補助額に1,000円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てる。</p> <p>4 上限額の計算は，太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力の合計値のいずれか低い値について，小数点以下を切り捨てた出力による。</p>